ご案内

誓約書・保証書・同意書について

この度は合格おめでとうございます。

入学にあたり、新入生および保証人となる方には、別紙「誓約書・保証書・同意書」の内容をご確認の上、署名捺印と住所のご記入を以て、誓約、保証、同意をいただきたく存じます。

また、支払いの責任を負う金額の上限となる「極度額」をご承知いただくことが必要です。本学では、学費およびその他教育活動費の合計金額の１年分を示しております。ご賢察いただきますよう宜しくお願いいたします。

学費および教育活動費（1 年分）

医療情報学科	1,489,730 円	社会福祉学科	1,459,730 円	健康栄養学科	1,739,730 円
薬学科	2,141,840 円	看護学科	1,800,370 円	理学療法学科	1,740,370 円
子ども教育学科	1,459,730 円	心理学科	1,479,730 円	生物生産学科	1,739,730 円

上記記載の教育活動費については、主に以下のものを想定しております。

・資格取得に係る受講料
・就職講座代
・学友会費
・後援会費
・卒業アルバム、記念品代

［重要］

別紙「誓約書・保証書・同意書」は、学籍原簿と一緒にご提出をよろしくお願いいたします。

【本件照会先】
高崎健康福祉大学
入試広報センター
TEL：027-388-1070

記入例

学籍番号	

※事務記入欄

誓約書・保証書・同意書

記入日　　年　　月　　日

高崎健康福祉大学　学長　殿

<本人>

1. 学則ならびに諸規則に同意します。
2. 学則ならびに諸規則について、在学中に変更が生じた場合も含めて遵守します。
3. 在学期間中、個人情報（学籍、履修、成績、課外活動、就職、厚生補導、健康等に関する情報）を下記条項の保証人に提供することに同意します。
4. 高崎健康福祉大学に在学する期間を通じて、高崎健康福祉大学学友会の会員となることに同意します。
5. 在学期間中、高崎健康福祉大学が高崎健康福祉大学学友会との間で、個人情報の一部を共同利用することに同意します。

入学学科　医療情報　学科

本人現住所　群馬県高崎市中大類町37-1

本人氏名（自署）　健大　花子　印

<保証人>　※保証人は、父母またはその他の成年者で独立の生計を営む者とします。

1. 在学中の本人が上記条項を遵守するよう監督し、これに反する在学中の行為について責任を負います。
2. 学則による除籍の規定に則り、下記表に記載された本人の入学学科の金額を上限として、本人と連帯して支払います。

学費および教育活動費（1 年分）

医療情報学科	1,489,730 円	社会福祉学科	1,459,730 円	健康栄養学科	1,739,730 円
薬学科	2,141,840 円	看護学科	1,800,370 円	理学療法学科	1,740,370 円
子ども教育学科	1,459,730 円	心理学科	1,479,730 円	生物生産学科	1,739,730 円

保証人現住所　群馬県高崎市中大類町 37-1

保証人氏名（自署）　健大　太郎　印

本人との関係　父

※誓約書・保証書・同意書は、コピーし保存頂くようお願い申し上げます。

【提出用】

学籍番号	

※事務記入欄

誓約書・保証書・同意書

記入日　　年　月　日

高崎健康福祉大学　学長　殿

<本人>

1. 学則ならびに諸規則に同意します。
2. 学則ならびに諸規則について、在学中に変更が生じた場合も含めて遵守します。
3. 在学期間中、個人情報（学籍、履修、成績、課外活動、就職、厚生補導、健康等に関する情報）を下記条項の保証人に提供することに同意します。
4. 高崎健康福祉大学に在学する期間を通じて、高崎健康福祉大学学友会の会員となることに同意します。
5. 在学期間中、高崎健康福祉大学が高崎健康福祉大学学友会との間で、個人情報の一部を共同利用することに同意します。

入学学科　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿学科

本人現住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

本人氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

<保証人>　※保証人は、父母またはその他の成年者で独立の生計を営む者とします。

1. 在学中の本人が上記条項を遵守するよう監督し、これに反する在学中の行為について責任を負います。
2. 学則による除籍の規定に則り、下記表に記載された本人の入学学科の金額を上限として、本人と連帯して支払います。

学費および教育活動費（1 年分）

医療情報学科	1,489,730 円	社会福祉学科	1,459,730 円	健康栄養学科	1,739,730 円
薬学科	2,141,840 円	看護学科	1,800,370 円	理学療法学科	1,740,370 円
子ども教育学科	1,459,730 円	心理学科	1,479,730 円	生物生産学科	1,739,730 円

保証人現住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保証人氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

本人との関係　＿＿＿＿＿＿＿＿

※誓約書・保証書・同意書は、コピーし保存頂くようお願い申し上げます。

令和８年９月吉日

入学予定者　各位
保護者　各位

新入生必携パソコンの準備について（事前お知らせ）

このたびは合格おめでとうございます。

高崎健康福祉大学では、現在ほとんどの授業を対面形式で実施しておりますが、一部の授業科目については、オンライン（オンデマンド）で行う場合がございます。また、大学や教員からの連絡をはじめ、授業資料の配布、課題の作成提出、学内システムの利用など、学生生活のさまざまな場面でパソコンを活用しています。

つきましては、令和９年度入学生の皆さまには、下記の推奨仕様（スペック）を満たすノートパソコンを入学式（令和９年４月４日）までに各自でご準備くださいますようお願いいたします。

すでにご家庭にあるノートパソコンが下記の仕様を満たしている場合は、新たに購入いただく必要はございません。まだご購入されていない方や、機種選定にご不安がある方には、本学と提携する企業より、推奨仕様を満たすモデルをご紹介しております。下記の URL または二次元コードよりアクセスのうえ、ご確認ください。

何卒ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

◆新入生向け PC 案内ページ
https://www.takasaki-u.ac.jp/admission-data/preparation-pc

【推奨仕様（スペック）】
・タイプ：ノートパソコン（13.3 インチ程度）
　持ち運びに支障のないサイズ
・OS：Windows11　・CPU ：intel Core i5 同等程度
・メモリ：16GB　・ストレージ：256GB SSD
・ネットワーク：無線 LAN 対応
・その他：カメラ&マイク付属
　バッテリで６時間程度稼働可能なもの
※Office アプリケーションは、在学中無償提供いたしますので購入不要です。

【本件担当】

教学部　教務課
各学部事務室
総務部　情報システム管理課
027-352-1290

ご案内　入学手続金に含まれる「その他諸経費」保険料の詳細

保証人各位

高崎健康福祉大学
学長　石田　朋靖

学生の「保険」加入について

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本学では学生の皆さんが学生生活をより安全に過ごせるように常日頃指導・監督には最善を尽くしております。しかし、学生生活も多様化するなかで、若い学生の皆さんが活発に行動するに伴い、通学時の交通事故や課外活動中、あるいは学外授業中や実習中などに傷害事故等思わぬ災害を被り、または相手に怪我をさせてしまうなどの事故による賠償問題などが懸念されますし、特に学外実習に関しては保険の加入が文部科学省より義務づけられております。このような実状に鑑み、新入生の皆さんにご案内の保険制度に加入いただき、万一の災害や加害事故に備えることにしておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

加入保険の内容につきましては以下の通りです。

１．保険契約者　：財団法人　日本国際教育支援協会
２．加入保険名　：学生教育研究災害傷害保険
　　加入コース名：Ａタイプ（死亡保険金最高 2,000 万円コース）
　　昼間部
３．特　　約　：通学中等傷害危険担保特約、接触感染予防保険金支払特約
４．付帯保険名　：学研災付帯賠償責任保険
　　加入コース名：Ａコース　／　Ｃコース（保健医療学部のみ）
５．保険期間　　：４年間　／　６年間（薬学部のみ）
６．保険料

	健康福祉学部･人間発達学部 農学部	薬学部	保健医療学部
学生教育研究災害傷害保険料	２，３００円	３，３００円	２，３００円
通学中等傷害危険担保特約保険料	１，０００円	１，４００円	１，０００円
接触感染予防保険金支払特約保険料	７０円	１００円	７０円
学研災付帯賠償責任保険料	１，３６０円	２，０４０円	２，０００円
合計	４，７３０円	６，８４０円	５，３７０円

詳細につきましては、入学式当日に保険についての「しおり」を配布させていただきますのでご確認ください。

なお、上記保険料は入学手続金に含まれております。

敬具

【提出用】

入学手続金 「振込金確認書」等貼付用紙

貼付欄

振込日・振込金額・振込名義人などがわかる控えを貼付してください。
（ご利用明細書、Web画面などのコピー可）

【子ども教育学科】

子ども教育学科入学予定者各位
保証人各位

高崎健康福祉大学
学長　石田　朋靖
（公印省略）

「こども性暴力防止法」施行に伴う
特定性犯罪前科の有無確認と同意書・誓約書ご提出のお願い（ご依頼）

みなさまにおかれましてはご清祥のこととお慶び申し上げます。本学子ども教育学科への合格、誠におめでとうございます。

さて、令和 8 年 12 月 25 日より施行される「こども性暴力防止法」により、こどもに対して教育・保育を行う現場では、性暴力防止の観点から、実習生を含む関係者について特定性犯罪前科の有無確認が求められる制度が設けられることとなりました。

この制度は、学生を疑うものではなく、こどもを守るための全国共通の法的措置として実施されるものです。本学におきましても、関係省庁の指示に基づき、教育・保育実習を行う入学予定者のみなさまに対し、本制度の周知と、下記書類の提出をお願いすることといたしました。本学科は、将来、学校や幼稚園、保育所等においてこどもに関わる専門職の養成を目的としており、幼稚園教育実習または小学校教育実習が卒業に必須の科目となっているため、入学予定者全員にご提出いただく必要があります。

制度の内容や手続きについては、同封の案内パンフレット、およびこども家庭庁ホームページにて詳しく説明されております。ご本人・保証人のみなさまにおかれましては内容をご確認いただき、ご理解・ご同意のうえ、書類のご提出をお願いいたします。

お手数おかけしますが、入学手続き書類とご一緒にご返信ください。
よろしくお願いいたします。

ご提出いただくもの：

誓約書（特定性犯罪前科がないことの誓約）

同意書（特定性犯罪前科の有無確認を求められた場合に、こども家庭庁に戸籍等を提出することへの同意）

※　誓約書・同意書はいずれも入学予定者ご本人および保証人の署名が必要です。

※　特定性犯罪前科があると確認された場合、こどもと接する実習を行うことはできません。本学科では幼稚園または小学校における教育実習の実施が卒業要件となっているため、実習が実施できない場合は本学科を卒業することができません。

※　制度の詳細はこども家庭庁ホームページ（同封パンフレット記載）をご確認ください。

※　特定性犯罪については、別紙学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）（抄）をご確認ください。

【子ども教育学科】

別紙

（参照条文）

※「特定性犯罪」について、次の期間内の前科が対象となります。

拘禁刑（服役）：刑の執行終了等から 20 年

拘禁刑（執行猶予判決を受け、猶予期間満了）：裁判確定等から 10 年

罰金：刑の執行終了等から 10 年

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

【子ども教育学科】

同 意 書

私は、貴学への入学に際し下記の事項について同意いたします。

記

① こども性暴力防止法の施行日（令和 8 年 12 月 25 日を予定）以降、実習を行う前に、法に基づく犯罪事実確認が行われる可能性があること。この手続を通じて特定性犯罪前科が確認された実習生については、児童対象性暴力等のおそれがあるとの判断の下、児童等に接する実習を行うことはできないこと。

② 実習を行うことができない場合は、教員養成課程を修了して大学を卒業することにより得られる普通免許状、保育士養成課程を修了して指定保育士養成施設を卒業することにより得られる保育士資格の取得要件を満たすことはできないこと。

③ 実習を行うことができない場合、人間発達学部子ども教育学科の卒業要件を満たすことができず、同学科の卒業ができない可能性があること。

令和　　年　　月　　日

入学予定者氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保証人氏名（自署）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【子ども教育学科】

誓 約 書

私は、貴学への入学に際し、以下の事項を誓約いたします。

私は、令和８年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。

※ なお、本誓約書署名時に同法第２条第７項第６号が委任する政令が制定されていない場合であっても、青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における同号イからニに定める行為に対する罰則について、前科がないこと（当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと）を、本誓約書をもって誓約いたします。

令和　　年　　月　　日

入学予定者氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保証人氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（参照条文）

※「特定性犯罪」について、次の期間内の前科が対象となります。

拘禁刑（服役）：刑の執行終了等から 20 年

拘禁刑（執行猶予判決を受け、猶予期間満了）：裁判確定等から 10 年

罰金：刑の執行終了等から 10 年

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

切手貼付

〒370-0033

群馬県高崎市中大類町 37-1

高崎健康福祉大学 入試広報センター

入学手続係 行

入学手続書類　在中

【封入確認】

□学籍原簿（証明写真１枚貼付済）
□誓約書・保証書・同意書
□証明写真２枚（１枚は学籍原簿へ貼付）
□住民票（本人氏名・住所・本籍地記載のもの。マイナンバーは不要）
※住民票（本籍地記載）を出願書類として提出している方は提出不要です。
□振込確認書等貼付用紙（利用明細のコピー等を貼付）
□【子ども教育学科】同意書及び誓約書
※子ども教育学科のみ提出。その他の学科は提出不要です。

【入学手続者】

フリガナ		受験番号
氏　名		
住　所	〒	
手続区分	□ 総合型選抜 □ 12 月総合型選抜 □ 一般選抜（A･B･C 日程） □ 地域枠選抜	□ 学校推薦型選抜 □ 健大スカラシップ選抜 □ 共通テスト利用選抜(前･中･後期) □ 特別選抜
手続学科	□ 健康福祉学部 医療情報学科 □ 健康福祉学部 健康栄養学科 □ 保健医療学部 看護学科 □ 人間発達学部 子ども教育学科 □ 農学部 生物生産学科	□ 健康福祉学部 社会福祉学科 □ 薬学部 薬学科 □ 保健医療学部 理学療法学科 □ 人間発達学部 心理学科